

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の 基準となるべき事項を定める省令の一部改正案の骨子

1 食品循環資源の再生利用等の実施率目標の設定

食品関連事業者は、個々の事業者ごとに、毎年度、基準となる食品循環資源の再生利用等の実施率目標を設定して計画的かつ効果的に食品循環資源の再生利用等に取り組むとともに、目標値を算出するための式を定める（別紙参照）。

2 食品循環資源の再生利用等の手法の優先順位

循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）に定められている循環型社会の形成についての基本原則を踏まえ、食品循環資源の再生利用等の手法の優先順位を次のとおり定める。また、このうち「再生利用」については、飼料の原材料としての利用を優先させる旨を規定する。

発生抑制

再生利用

熱回収

減量

適正処分

3 食品廃棄物等の発生の抑制の目標等の設定

食品関連事業者は、食品廃棄物等の発生の抑制を促進するため、目標年度までに、食品廃棄物等の発生原単位（仮称。下記算定式により求められる数値をいう。）が基準値以下になるよう努めることとする。

なお、主務大臣が定める目標年度及び基準値は一律とせず、一定の事業区分ごとに、それぞれ定めることとし、具体的な事業区分等については、平成21年度から行われる定期報告の結果（平成20年度分定期報告）等を踏まえ検討する。

また、食品廃棄物等の発生の抑制を実施するに当たって講ずる措置について、調理くず、売れ残りその他の食品廃棄物等の種類ごとに定期的に発生量を計測し、その変動状況を把握するとともに、必要に応じ、売れ残りの量に関する目標など細分化した目標を定め、計画的な発生の抑制に努めることを追加する。

発生原単位の算定式（案）

$$\text{発生原単位} = \frac{\text{食品廃棄物等の発生量}}{\text{売上高、製造数量等の食品廃棄物等の発生量と密接な関係を有する数値を想定}}$$

4 食品循環資源の管理、食品廃棄物等の収集・運搬及び特定肥飼料等の製造の基準

特定肥飼料等の安全性・品質の向上を図り、もって食品循環資源の再生利用等のより一層の促進を図る観点から、新たに食品循環資源の管理及び食品廃棄物等の収集運搬について基準を定めるとともに、特定肥飼料等の製造の基準について、品質確保等のための事項を追加する。具体的な内容としては、以下を想定する。

- (1) 食品循環資源と容器包装、食器、楊枝その他の異物等とを適切に分別すること。
- (2) 病原微生物等再生利用上の危害の原因となる物質の混入を防止すること。
- (3) 腐敗防止のための温度管理等の品質管理を適切に行うこと。
- (4) 食品廃棄物等の収集・運搬に当たっては、生活環境の保全上の支障が生じないよう適切な措置を講ずること。
- (5) 食品関連事業者が収集・運搬を委託するに当たっては、上記(2)~(4)の基準に従って業者を選定するとともに、不適切な収集・運搬を行わないよう必要な措置を講ずること。
- (6) 特定肥飼料等の製造に当たっては、需給状況を勘案して、農林漁業者等利用者のニーズに合った品質の特定肥飼料等の製造を行うこと。

5 熱回収の基準

法改正により、食品循環資源の再生利用等の一環として熱回収が加えられるとともに、その基準を規定する省令が定められることに伴い、熱回収を行うに当たっての判断基準を定めることとする。具体的には、以下を把握し記録する体制の整備を行う旨を規定する。

- (1) 食品循環資源の再生利用施設の立地状況
- (2) 食品循環資源の再生利用施設の受け入れ状況
- (3) 食品循環資源の性状
- (4) 食品循環資源の熱回収を行う施設の名称・所在地

6 情報の提供

食品関連事業者は、食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況をインターネット等を通じ情報提供するよう努める旨規定する。

7 フランチャイズチェーンにおける再生利用等の促進

フランチャイズ事業を展開する事業者における食品循環資源の再生利用等の取組を促す観点から、本部及び加盟者における食品循環資源の再生利用等の促進のための留意事項について定めることとする。具体的な内容としては、以下を想定する。

- (1) 本部事業者は、加盟者の事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等について、加盟者に対し必要な指導を行い、再生利用等を促進するよう努めること。
- (2) 加盟者は、本部事業者が実施する再生利用等の促進のための措置に協力するよう努めること。

8 教育訓練

食品関連事業者は、その従業員に対して、食品循環資源の再生利用等に関する必要な教育訓練を行うよう努める旨規定する。